

## 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)について

厚生労働省では、新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に  
伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事  
ができなくなっている子育て世代のために、「委託を受けて個人で仕事をする  
方」(個人で事業を営む子どもの保護者)向けの新たな支援を行うこととしま  
した。

新たな支援については、小学校等の臨時休業等に伴い、就業することを予定さ  
れていた仕事ができなくなった場合に、一定の要件を満たす「委託を受けて個人  
で仕事をする方」(子どもの保護者)に、就業できなかった日について1日当  
り定額(4,100円)を支給するものです。この支援金については、令和2年3月  
18日に施行され、同日から「学校等休業助成金・支援金受付センター」におい  
て、申請書の受付を開始しています。

詳しくは、下記HPをご参照ください。

(参考) 厚生労働省ホームページ

・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金  
(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等につい  
ては、上記リンク先に掲載しています。

【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局

就業子育て世代支援対策室

電話：03-5253-1111 (内7929)